

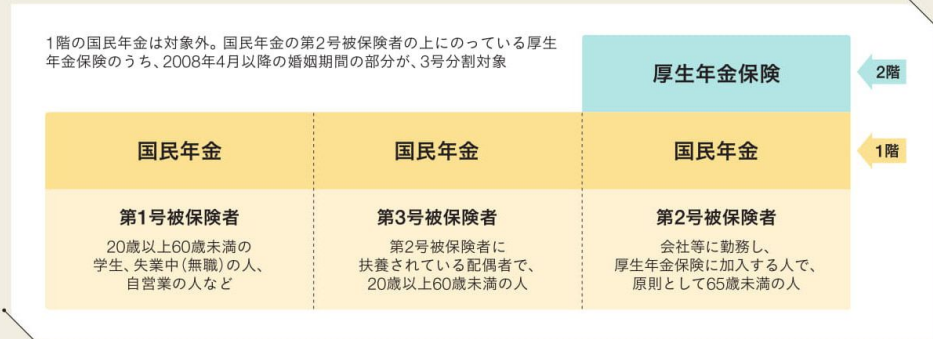


第3号被保険者も 保険料を負担している？

【離婚時の年金分割、知っておきたいポイント】

- POINT 1** 離婚分割手続きの期限は、原則として離婚した日の翌日から2年
- POINT 2** 年金分割とは、婚姻期間中の厚生年金の記録を夫婦間で分割すること
- POINT 3** 年金分割は2種類
 - 3号分割 → 3号だった人の届け出だけで半分に分割(2008年4月以降の3号期間)
 - 合意分割 → 夫婦とも厚生年金に加入していた期間や、2008年3月以前の3号期間は分割割合の合意、または裁判所の決定が必要

【公的年金制度の仕組みと3号分割の対象】



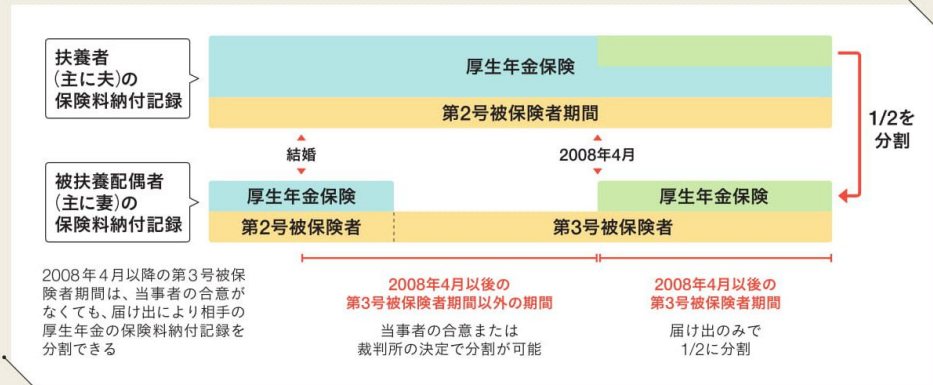
今月は、国民年金の第3号被保険者と夫が負担している厚生年金保険料の離婚時の関係についてご説明します。



相談者

淳子 (35歳)
パート勤務

【離婚時の第3号被保険者期間の厚生年金の分割(例)】



淳子 私は夫の社会保険の扶養に入っていて、国民年金の第3号被保険者です。私の分の国民年金保険料は、夫の給与から一緒に引かれているのでしょうか？

横山 いいえ、ご主人の給与から引かれる厚生年金保険料は、給与の額によって決まるので、扶養の有無で保険料は変わりません。

淳子 では、私の国民年金保険料は誰が負担しているのですか？

横山 ご主人が加入している厚生年金の制度全体で保険料を負担していますよ。

淳子 それで第3号は、保険料を負担していないということですか？

横山 そういふ声もあるようですね。でも、法律では第3号も厚生年金保険料を負担したものとみなす仕組みもあるんですよ。

淳子 え、どんな仕組みですか？

横山 離婚したときに厚生年金の加入記録を分割する仕組みが2つあります。1つは夫婦とも厚生年金に加入していた期間の分割、もう1つは届け出が第3号だった期間の分割です。

【離婚等に伴う年金分割の状況】

厚生年金保険(第1号) 離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総数(件)	離婚分割		参考: 離婚件数(組)
		離婚分割	3号分割のみ	
2013年度	21,519	19,663	1,856	234,341
2014年度	22,468	19,980	2,488	228,435
2015年度	27,149	23,448	3,701	228,879
2016年度	26,682	21,946	4,736	219,351
2017年度	26,063	20,479	5,584	214,069

年々増加

離婚による分割件数は減少しているが、3号分割のみは増加している

(注)
1 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
2 離婚件数は、「人口動態統計速報」(厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室)による年度累計である。

淳子 離婚時の年金分割、聞いたことがありません。

横山 2008年から「夫婦のいづれかが第3号だった期間は、厚生年金に加入していた側が負担した厚生年金保険料は、夫婦共同で負担したものとみなす」という考え方が導入されています。

淳子 ということは、夫の厚生年金保険料の半分は、私が負担したことになるんですか？

横山 そうです。毎月の給与だけでなく賞与も対象です。ただし、負担したものとみなした期間の分割は、離婚した場合のみです。



横山玲子(よこやま れいこ)
社会保険労務士

横山玲子社会保険労務士事務所代表。
ホームページ <https://www.r-yokoyama-office.jp/>
Twitterアカウント @mayokor